

令和2年3月30日
教 育 府

新学期における新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年3月24日、文部科学事務次官から通知が発出され、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が示された。

本県では、このガイドラインと、市町教育長や県立学校長からの意見を踏まえ、今後の指針となる「新学期における新型コロナウイルス感染症について」をとりまとめた。

現在、県内で感染者が増えつつあるが、今後、教職員や児童生徒に感染が生じると、学校教育活動に大きな影響を及ぼすことから、校長をはじめ、教職員、児童生徒、保護者、その他学校関係者（各支援員や出入業者など）が、この指針に留意して万全の感染症対策を講じることを前提に、市町立学校および県立学校における学校教育活動を春季休業明けから再開する。

今後、県内の感染状況の拡大や国からの通知等により、対応等に変更が生じた場合は、改めて通知する。

1 学校における感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、①感染源を絶つこと、②感染経路を絶つこと、③抵抗力を高めることであることを踏まえ、以下のような取組みを行うこと。

① 感染源を絶つこと

37.5度以上の発熱や風邪の症状（咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）が見られる児童生徒や教職員については、自宅で休養させることを徹底すること。

・児童生徒は、登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察表」（別紙1）に記録し、登校後に担任が確認すること。

・37.5度以上の発熱がある場合や風邪の症状がある場合は、出席停止扱いとすること。

※検温を忘れた児童生徒については、教室に入る前に検温させること。また、教員によって体調が悪いと判断された児童生徒は、保健室等で検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合は保護者に連絡の上、帰宅させ、原則出席停止扱いとすること（新型コロナウイルスに感染しているか否かの判断を要しない）。

・教職員が感染した場合は病気休暇等を取得させること。

・教職員に発熱等の風邪症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は特別休暇等を取得させること。

・教職員が濃厚接触者と判明した場合は、在宅勤務や職務専念義務の免除により、学校へ出勤させないこと。

・教職員は、当面の間、感染拡大のリスクを高める3条件（1（2）参照）が同時に重なる場（全国から不特定多数の人々が集まるイベント、スポーツジム、ライブハウス等）に参加したり、近づいたりすることを控えるようにすること。

② 感染経路を絶つこと

ア 手洗いや咳エチケット（マスクやハンカチ等で口・鼻を覆う）を徹底させること。

- ・登下校時には必ずマスクを児童生徒に着用させること。あわせて、手拭きのための個人用ハンカチやタオル等も持参させること。
- ・教室での授業中は、原則として全員マスクを着用すること。ただし、児童生徒に十分な距離があり、かつ、換気を行っている室内や屋外である場合はマスクの着用は必ずしも必要ない。
- ・登校時、校庭等から校舎に入る時、給食前など、こまめに手を洗わせること。また、タオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないよう指導すること。

イ 多くの児童生徒が手を触れる箇所については、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。

- ・清掃時等に、児童生徒や教職員が消毒液を使用して、多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を1日1回以上除菌すること。消毒液がない場合は、学校において市販の家庭用漂白剤などを購入し、希釈して代替すること。

※漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約5%）を用いる場合、原液25mL（漂白剤のキャップ1杯）を2Lの水で希釈する（約0.06%の希釈液）。

③ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、教職員および児童生徒は、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるようにすること。

(2) 集団感染のリスクへの対応

3条件（①換気の悪い密閉空間、②手の届く距離に多くの人が密集、③近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避するとともに、一つ一つの条件が発生しないようにするため、以下のような取組みを行うこと。

- ・校長は、事前に再開後の授業や学校行事を想定し、適切な感染症対策を行うとともに、学校において、3条件が揃わないよう準備・対策を行うこと。
- ・新学期の開始前に保護者に対し感染症対策を依頼すること（別紙2参照）。
- ・外部業者や外部講師、学校への訪問者に対してもマスクの着用等の感染症対策を徹底すること。
- ・3条件を避けることや感染症対策に関するチラシ（別紙3、4参照）を配布したり、学校に掲示したりするなどにより、教職員および児童生徒の意識啓発に取り組むこと。

ア 集会や朝礼等について

- ・児童生徒用の玄関において人混みが生じないよう、登下校時の時間帯をずらすなどの工夫を講じること。

- ・限られた空間に多くの児童生徒や教職員が集まらないよう、児童生徒の分散、校内放送等の活用を検討すること。

イ 授業・補習全般について

- ・休み時間ごとに教室等の換気を行い（5～10分程度）、密閉空間にしないこと。換気を行う際、可能な限り2方向の窓を広く開けること（対角線上の窓を開けると換気がスムーズになる）。
- ・机の配置は、前後左右1mを空けた状態を意識的に作ること。作れない場合は最大限の間隔を取るとともに、マスクの着用を徹底すること。
- ・グループワーク、ペアワークについては、教室のこまめな換気やマスクの着用など、3条件の回避を徹底させた上で実施することは可能であること。

ウ 音楽の授業について

- ・音楽の授業においては、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。
- ・特別教室の使用後は、当番児童生徒が机のみを除菌すること。
- ・共用の教材や楽器については、適切に消毒する、使用前後で手洗い・除菌行為を徹底するなど、適切な感染症対策を講じること。

エ 理科、家庭科など共用の教具等を用いる授業について

- ・特別教室の使用後は、当番児童生徒が机のみを除菌すること。
- ・共用の教具や情報機器（パソコンや実験器具、実習機器等）については使用後に当番児童生徒が消毒すること。また、除菌が困難なパソコンのキーボード等についてはラップで覆って使用するなど、除菌対策を工夫すること。
- ・家庭科や芸術科など教員配置数の少ない教科について、当該教科の教員が濃厚接觸者になった場合は、自習や補習を行うなどの工夫を講じること。なお、職業教科における実習等の指導についても、これらを参考に適切な工夫を講じること。

オ 体育・保健体育の授業について

- ・可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けたりするなどの工夫を行うほか、用具の使用前の消毒や授業前後の手洗いなどを徹底すること。
- ・体育館は換気を行うこと。
- ・児童生徒のマスクの着用については、次のとおりとすること。

　屋外での活動：児童生徒の間に十分な距離を取っている場合、マスクの着用は不要。

　屋内での活動：換気を適切に実施しており、かつ、児童生徒の間に十分な距離を取っている場合はマスクの着用は不要。

- ・授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫を講じること。
- ・武道など身体接觸を伴う場面が多い運動や児童生徒が密集する運動については、年間指導

計画の中で実施時期を変更するなどの工夫を行うこと。

- ・児童生徒が分散して授業が行えるよう、外での活動が可能な季節には、グラウンドなどの屋外を最大限活用することを検討すること。

カ 給食時について

- ・給食当番はもとより、児童生徒全員が給食前の手洗いを徹底すること。
- ・給食の配食を行う児童生徒および教職員は、必ずマスクを着用するとともに、風邪の症状の有無、手指を確実に洗浄したか等を確認すること。
- ・給食時の会食に当たっては、会話を控えるとともに、例えば、机を向かい合わせにしないでスクール形式にする、密集を避けるため、会食の時間帯をずらしたり、空き教室を活用して定員の1／2以下としたりするなどの工夫を行うこと。

キ スクールバスについて

- ・バスの窓を、天候や気温も考慮しつつ3cm程度開けること（常時開放が難しい場合は、可能な限り換気に努めること）。
- ・バスの運行前に手の触れる箇所を消毒液で消毒すること。
- ・保護者から自家送迎の申し出がある場合は、意向に沿うこととする。この場合、早い時間の保護者送迎に教職員が対応できるよう、教職員の通勤時間を調整すること。
- ・運転手や介助員はマスクを着用すること。

ク 特別支援学校の対策について

- ・寄宿舎のある特別支援学校では、寄宿舎においても、3条件が重ならないよう対策を徹底すること。
- ・食事の際には食堂以外の場所を活用するなど、食堂を一度に利用する人数を制限すること。

ケ その他

- ・電車やバス通学の児童生徒が多い学校については、時間差登校等の工夫を行うこと。

2 出席停止等の扱いについて

- ・児童生徒の感染等が判明した場合の対応については、10(1)を参照すること。
- ・児童生徒の感染が判明した場合または児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、教育委員会から連絡があるため、当該児童生徒については出席停止の措置を取ること（出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする）

※ウイルス検査等により感染者や濃厚接触者が判明し、本人または保護者から学校へ連絡があった場合は、速やかに教育委員会等と情報を共有すること。

- ・発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅で休養させることとし、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- ・児童生徒の感染等が明らかとなり、緊急メールやホームページ等で休校措置等を連絡する場合は、感染者等の特定につながるような学年や氏名、性別は知らせないこと。

- 3 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への配慮について
 - ・医療的ケア児や基礎疾患児の登校については、主治医や保護者と相談の上、本人の状態等に基づき個別に登校を判断すること。
- 4 心のケアについて
 - ・学校再開後についても、依然として心理的ストレスを抱える児童生徒が存在することが考えられることから、担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談等の実施、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアに努めること。
- 5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について
 - ・感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないよう、新学期の開始時に新型コロナウイルスに関する正しい知識を伝えるとともに、児童生徒向けのチラシ（別紙5）を配布・掲示するなどにより、誰もが感染者や濃厚接触者になり得ることを児童生徒に周知すること。
 - ・児童生徒やその保護者が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口を周知すること。
- 6 学習指導に関することについて
 - ・新学期の開始後は、休校になった場合に家庭でもできる学習を想定し、学校で行うべき内容を精査して授業を進めるなど工夫を行うこと。
 - ・新学期の開始後に休校となり、授業に遅れが生じた場合は、土日や夏季休業中に補習を行うこと。
 - ・出席停止となった児童生徒については、学習の遅れが生じないよう、家庭学習を適切に課すとともに、出席が可能となった後は、放課後等を活用して個別に補習等を行うこと。
- 7 入学式等の学校行事の実施について
 - ・学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する行事を検討すること。
 - ・学校行事の実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することとし、例えば、以下のような工夫を行うこと。
 - ① 入学式・始業式等
 - ・入学式については、児童生徒の間隔を十分に確保し、こまめな換気を実施するなど感染拡大防止のための措置を取り、参加人数の制限や式典の時間短縮など開催方式を工夫すること（原則、入学式は卒業式と同様の扱いとすること）。
 - ・上級生等によるメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりすること。

② 学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭

- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとすること。
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流すこと。

③ 運動会、体育祭

- ・運動会や体育祭については、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）を工夫すること。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期を検討すること。
- ・運動会等を実施する場合は、児童生徒が密集する種目や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い種目については、地域の感染状況等を踏まえ、実施を見合わせることも検討すること。
- ・運動会等における開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、人が密集しないような工夫とともに、保護者等に対して、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底を依頼すること。

④ 健康診断、避難訓練など

- ・健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮する。
- ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする。
- ・今年度の健康診断は、例年の提出報告期限に関わらず、学年ごとに日時を変えるなど3条件が重ならないよう工夫して実施すること。

⑤ 遠足、旅行などの集団宿泊的行事

- ・国内外への修学旅行や海外への研修旅行については、当面の間、延期すること。ただし、やむを得ない場合は教育委員会に届け出ること。

⑥ 勤労生産・奉仕的活動（校内美化活動や地域清掃など）

- ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選すること。
- ・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

8 部活動の実施について

- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、感染拡大防止のため、生徒だけに任せることではなく、教職員等が部活動の実施状況（3条件を回避しているか、手洗いが徹底されているか等）を把握すること。
- ・練習前の検温ならびに症状の有無を確認し、発熱等の体調不良が見られる生徒は参加を見合せ、自宅で休養するよう徹底すること。

- ・可能な限り身体接触を避けるよう練習内容を工夫するとともに、こまめに手洗いや消毒を行なながら実施すること。
- ・体育館を使用する場合は十分な換気を行うこと。また、人の密度が低い状態でも換気に努めること。
- ・体育館等への密集を避けるため、始業前の時間を活用するなど、体育館での活動日や活動時間を見切に割り振るとともに、安全に配慮した上で、廊下、階段等の活用も検討すること。
また、常に窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らないこと。
- ・声出しについては、必要な会話や合図程度にとどめ、特に近距離での会話や室内で一斉に大声を出すことなどは避けること。
- ・運動部活動でのマスク着用については、体育の授業に準じること（1（2）才を参照）。
- ・トレーニング機器等は、使用者が変わることに丁寧に水拭き清掃を行うこと。また、タオルや給水等で使うコップ、スクイズボトル等を共有させないこと。
- ・部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり、一斉に利用したりしないように留意すること。また、可能な限り、着替え等には教室等を開放すること。
- ・合唱では、集団活動を行わず、個人の技能を高める練習を工夫すること。
- ・部活動の各種大会への参加や対外試合・校外合宿等の実施については、当面の間、自粛すること。なお、詳細については、追って県教育委員会から通知する予定であること。

9 放課後児童クラブ等について

- ・密集性を回避し、感染を防止する観点から、一定のスペースを確保すること
- ・教育委員会と福祉部局が積極的に連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等の学校施設を積極的に活用すること。

10 学校等において感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応

（1）児童生徒または教職員が感染等した場合

児童生徒または教職員（同じ校内で従事する校務員、事務職員、給食調理員、運転手等を含む）の感染が判明した場合には、下記について総合的に考慮し、県の衛生主管部局と十分相談の上、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について判断する。

- ・当該感染者の症状の有無
- ・学校内における活動の態様
- ・接触者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況
- ・感染経路の明否 等

① 生徒等に感染が確認された場合は、学校の全部または一部を臨時休業とする。学校は閉鎖し保健所の指示により校内消毒等の対策を講じる。

※臨時休業の期間の基準は、感染者が最後に登校した日から起算して2週間とする。

② 児童生徒が濃厚接触者と特定された場合は、必ずしも臨時休業とするものではないが、当該児童生徒の出席停止に加え、症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等について総合的に考慮し、必要に応じて学校の全部または一部を臨時休業とする。

※臨時休業および出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。

③ 出席停止の対象とする児童生徒の範囲は以下のとおりとする。

- ・感染者、濃厚接触者
- ・発熱等の風邪症状により自宅休養を申し出た者
- ・家族等に感染・濃厚接触者が出了ことにより自主的に自宅待機を申し出た者

(2) 給食センター職員が感染等した場合

給食センター職員に感染が確認された場合、または、濃厚接触者と特定された場合であって、関係学校内に濃厚接触者がいない場合は、当該職員を出勤停止とし、給食を中止する。

(3) 学校出入りする事業者が感染等した場合

学校出入りし、児童生徒と接触する事業者に感染が確認された場合、または、濃厚接触者と特定された場合は、該当者の出入りを禁止し、必要に応じて事業を中止する。

【参考HP】

○新型コロナウイルス感染症について（福井県）

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona.html>



○新型コロナウイルス感染症対策について（福井県教育委員会）

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kyousei/korona_kyouiku.html



【別紙一覧】

○別紙1-1 健康観察表（小・中学校用）

○別紙1-2 健康観察表（高校用）

○別紙2 保護者の皆さまへのお願い（保護者用チラシ）

○別紙3 3つの密を避けましょう！

○別紙4 感染症対策へのご協力をお願いします

○別紙5-1 新型コロナウイルスで気をつけること（小学生用チラシ）

○別紙5-2 新型コロナウイルスに関する注意事項（中高生用チラシ）

健康観察表

- ・登校前に体温をはかり、体調不良（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛等）の有無等を記録し、学校に提出してください。
- ・37.5度以上の発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養してください。
- ・体調のことなど、心配なことがあれば学校に連絡してください。

		年 組 番 氏名																	
				日付 / /					体温 °C °C °C °C °C					症状		備考		確認者（保護者）	
児童生徒本人の有無	体調不良	咳	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		鼻水	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		その他	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		同居家族等の体調不良の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

※この健康観察表は、健康状況を把握する大切な情報です。毎日のことでお手間をおかけしますが、御協力をお願ひします。

健康観察表

- ・家で検温し、登校後体温および体調不良（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛等）の有無等を記録してください。
- ・37.5度以上の発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養してください。
- ・体調のことなど、心配なことがあればすぐに担任に連絡してください。

		年 組 番 氏名									
		日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/
生徒本人の体調不良の有無	体温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
	咳	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	鼻水	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	その他	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
同居家族等の有無		症状									
備考											
確認者（担任）											

※皆さんの健康状況を把握する大切な情報です。毎日、正確に書いてください。

保護者の皆さまへのお願い

**新型コロナウイルスの感染が拡大する中、学校と家庭が一体となった感染防止対策が必要です！
一人ひとりが、以下の点に気をつけてくださいようお願いいたします！**

[感染を正しく恐れ、集団感染リスクを避けること]

- 感染リスクや濃厚接触を正しく理解し、これまでに集団感染が確認された場に共通する3条件が同時にそろう場面「3密」を家庭内や外出時も避ける
 - ・ 感染リスク・・・専門家の調査によれば、軽い・重いにかかわらず症状のある感染者に接触することで感染リスクが高まり、無症状の人からは3密等の状況でなければ感染しない、と言われています。
 - ・ 濃厚接触・・・感染者と、必要な感染予防策をせずに手で触れる、または対面で手を伸ばしたら届く距離（目安は2メートル）で会話などを一定時間続ける場合に濃厚接触者になると考えられます。
 - ・ 3密とは・・・「密閉」「密集」「密接」です。詳しくは別紙の広告をご覧ください。

[登校時に子どもにしてほしいこと]

- 毎朝、家庭において検温を行って健康状態を把握し、健康観察表に記入して持参させるとともに、以下の症状がある場合は無理をせず登校を控える

- 【症状例】
- ・発熱(37.5度以上)、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等の風邪の症状がある場合
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - ・匂いや味がわからない症状（嗅覚・味覚異常）がある場合

※発熱等により学校を休む場合は欠席ではなく出席停止の取扱いとなります。

- 登校時には必ずマスクと清潔なハンカチ等を持参させる

- ・市販のマスクである必要はありません。手作りマスク等で代替してください。
- ・毎日、手洗い用のハンカチ等を2枚程度準備してください。

【参考】マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html



QRコード

児童生徒に感染者・濃厚接触者がいる場合は、衛生当局と協議のうえ臨時休校または出席停止の措置についてご連絡しますので、ご了承ください。

[毎日、家族全員で徹底すること]

- 咳エチケット、帰宅時や食事前の石けんでの手洗いを徹底する
- 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がける
- 習い事やスポーツ少年団等の活動でも感染症予防を心掛ける
- 家族・同居者に感染者・濃厚接触者がいる場合は、速やかに学校に連絡する

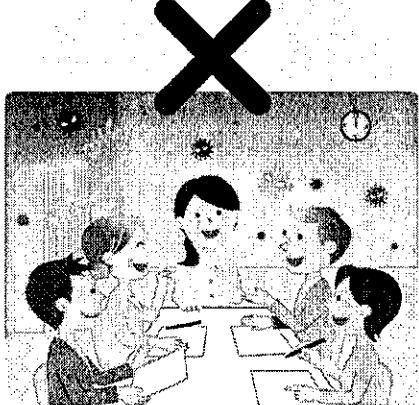
新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの 密

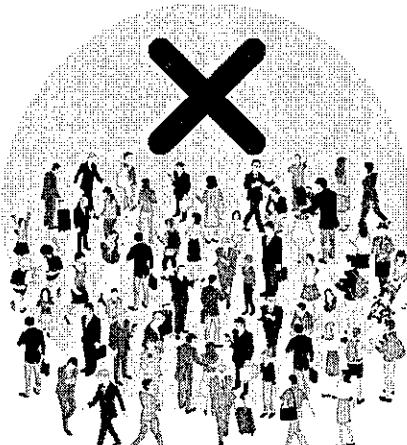


を避け ましょう！

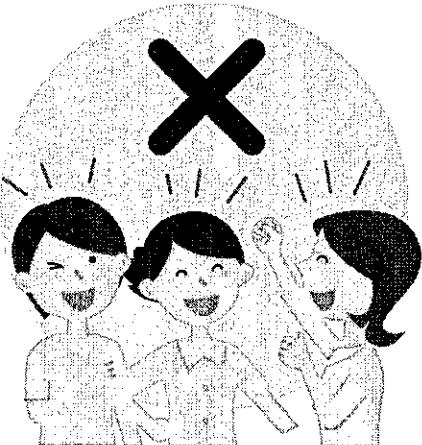
**①換気の悪い
密閉空間**



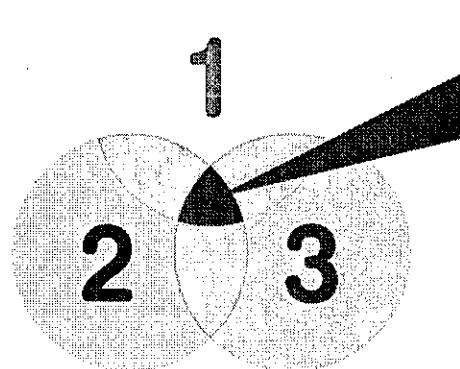
**②多数が集まる
密集場所**



**③間近で会話や
発声をする
密接場面**



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



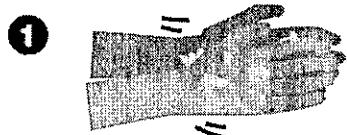
感染症対策

へのご協力を
お願いします

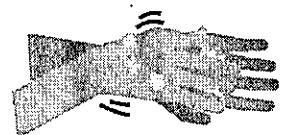
新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

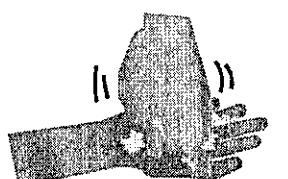
正しい手の洗い方



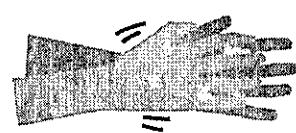
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



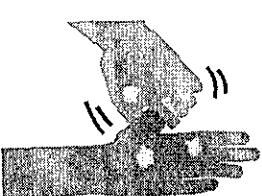
手の甲をのばすようにこります。



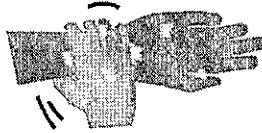
指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



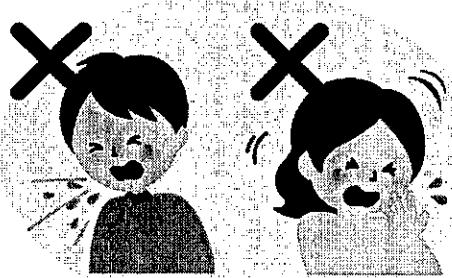
手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



しんがた 新型コロナウイルスで気をつけること

○3つの条件が重なる場所は避けましょう

①換気が悪い ②たくさん的人が集まる ③近くで話したり大声を出す

このような場所は、みんながウイルスに感染してしまう可能性があります。教室などでは、窓を開けてこまめに空気を入れ替えることや、一か所に集まらないこと、近寄っておしゃべりしないことに気をつけましょう。

○よく手を洗ったりマスクをつけたりしましょう

いろいろなところにウイルスがついているかもしれません。外から教室に入るときや給食の前など、こまめに石けんで手をよく洗いましょう。洗ったあとに手をふくためのタオルやハンカチは必ず自分のものを持つようにして、友達のものを一緒に使うことはやめましょう。

先生がマスクを外してもよいと言うまでは、マスクをつけておきましょう。
休み時間などに友だちとおしゃべりするときは必ずつけるようにしましょう。

○規則正しい生活を心がけましょう

ウイルスから体を守るため、十分な睡眠や適度な運動、栄養バランスの取れた食事を心がけましょう。

○学校の外での活動も気をつけましょう

塾やスポーツ活動をしていて、熱がでたり咳がでたりするなど風邪の症状があるときは参加しないようにするなど、十分気をつけましょう。

○感染した人などへの悪口や差別は絶対やめましょう

誰もが感染する可能性がある病気です。間違った情報に基づいた差別や偏見、いじめなどがあってはいけません。感染した人とその家族、治療をしているお医者さんやその家族などを差別することは絶対やめましょう。つらい時こそみんなで励まし合いましょう。

☆いじめなどがあったときに相談するところ

24 時間電話相談 0776-51-0511 または 0120-0-78310 (全国共通)

県総合教育研究所 教育相談センター 0776-58-2180 平日 8:30~17:15

県嶺南教育事務所 教育相談室 0770-56-1310 平日 8:30~17:15

新型コロナウイルスに関する注意事項

○3つの条件が重なる場所を避けること

①換気が悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面 の3つの条件が揃う場所ではクラスター（集団）発生のリスクが高まります。教室などでは、窓を開けてこまめに換気をする、一か所に集まらない、近寄って話をしないなど、注意をしてください。

○こまめに手を洗いマスクを着用すること

多くの人が手を触れる場所など、ウィルスはあらゆるところに存在している可能性があります。外から教室に入るときや食事の前など、石鹼を用いて、こまめに手を洗ってください。手洗いの後に手を拭くタオルやハンカチは必ず自分のものを用い、友人と共同で使用することのないようにしてください。

3つの条件が重ならない場所で、周囲に人がいないなど、マスクを着用しない場合もあります。学校では、教員の指示に従い、マスクを着用してください。また、休憩時間などに友人と話をする際には、必ずマスクを着用してください。

○身体の抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。

○塾や学校外のスポーツ活動の参加にも注意すること

塾やスポーツ活動をしているときに発熱や咳など風邪の症状があるときは参加を控えるなど十分注意すること。

○感染した人などへの不当な差別、偏見等をしないこと

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等があつてはなりません。感染した人とその家族、治療をしている医療関係者などに対し、差別するようなことは、絶対にしないでください。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性がある病気です。つらい時こそみんなで励まし合いましょう。

☆いじめ等の相談窓口

24時間電話相談 0776-51-0511 または 0120-0-78310 (全国共通)

県総合教育研究所 教育相談センター 0776-58-2180 平日 8:30~17:15

県嶺南教育事務所 教育相談室 0770-56-1310 平日 8:30~17:15

